

教職員の懲戒処分について

令和3年7月9日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
三原市内 公立小学校 教諭（53歳）	減給 10分の1 1月	平成28年度から令和2年度までの5年間、担任する学級のテストの一部を実施せず、あるいは採点や返却等の処理を行わず、放置し、一部を廃棄した。 これらにより、学校が定める評価方法によらない成績処理を行うに至った。 また、児童の作品やワークシートの一部についても未返却の状態に放置した。 これらの行為は、教員としての職務を怠ったものであり、また、その職の信用を著しく損なうものとして、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

※ 上記の同校校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、訓告の措置を講ずるよう、令和3年7月9日付けで当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 迫 浩司

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp